

日本言語政策学会 共催・協賛・後援に関する規程

第1条（目的）

本規程は、日本言語政策学会（以下本学会という）が、他の団体より、共催・協賛・後援（以下共催等という）の依頼を受けた場合に必要な事項を定める。

第2条（用語の定義）

共催とは、本学会と他団体等が対等な立場で責任をもって当該催しを開催することをいう。共催団体とは、企画当初から内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。

2. 協賛とは、本学会が当該催しの趣旨に賛同し、応援および援助することをいう。主催団体が企画から実施まですべての責任を有し、本学会は協賛団体として名義使用を承認するほか、協賛金等の費用負担を行う場合がある。

3. 後援とは、本学会が当該催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として本学会の名義を後援団体として使用することに限る。

第3条（承認の基準）

他団体から共催等の依頼があった場合、本学会会則第4条（目的）に則っていることを基準とし、当該催しの学術内容および公益性を加味し、理事会が個別に判断する。

第4条（共催等の承認申請の手続き）

共催等の承認申請は、本学会事務局あてに所定の様式による申請書の提出をもって行うこととする。

2. 事務局は申請を受け付けたのち、これを理事会に諮るものとする。理事会は共催等の申請について審査を行い、共催等の可否を決定する。

3. 事務局は共催団体に対して結果を通知し、承認した場合には承諾書を交付する。

第5条（共催等の報告）

共催等を承認された主催団体は、その催しの終了後30日以内に所定の様式の実施報告書をもって開催結果を本学会事務局あてに報告しなければならない。

2. 実施報告書の内容は、本学会ホームページやニューズレター等の広報に使用することがある。

第6条（共催等の取り消し等）

主催団体は、共催等の承諾を受けた後に当該催しを中止または内容等に変更を加える場合には、速やかに本学会事務局にその旨を届け出なければならない。

2. 共催等の承諾を受けた団体が、当該催しにあたり、本規程第3条に掲げる要件を具備

しなくなったとき、または本学会による共催等が不適當であると認められるときには、理事会の決定によりこれを取り消すことがある。

第7条（その他）

本規程に定めるもののほか、共催等に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附則

本規則は、2019年6月9日より施行する。